

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小美玉市（以下「市」という。）で新規就農した意欲ある担い手の農業開始時に必要とする経費負担の軽減、経営規模の拡大—及び経営の多角化等に取り組む際に必要な農業用機械又は施設を導入する費用に対し、予算の範囲内において新規就農者営農定着支援事業（以下「本事業」という。）の補助金を交付することについて、小美玉市補助金等交付規則（平成18年小美玉市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本事業の申請時点において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市において青年等就農計画の認定を受けている者
- (2) 本人名義で農業経営をしていること。
- (3) 市内に住所を有している者
- (4) 市税（過年度分の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。

(補助の終期)

第3条 補助金交付対象期間は、規則第3条の3第2項の規定により3年とする。ただし、3年を経過後に事業内容を点検し、必要と認める場合は補助対象期間を延長することができる。

(補助の内容)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、トラックなどの車両、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは除く。また、消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額（以下「当該補助金に係る消費税仕入れ控除額」という。）は、補助対象経費に含めないものとする。

- (1) 農業機械整備事業 移植、収穫、防除又は耕起等に必要な機械の購入に要する経費
- (2) 農業用施設等整備事業 農業用施設の整備に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業の実施に要する経費

2 補助率は、補助対象経費の30%以内（上限1件あたり100万円）とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 補助金の交付は、同一の交付対象者につき年度1回を限度とする。
- 5 中古機械等の場合は、原則として2年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書又は証明書を提出できるものとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 見積書
- (2) 確定申告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たって、補助対象経費に含まれる当該補助金に係る消費税仕入れ控除額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった日から15日以内に当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を補助金の交付を申請した者に通知する。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第6条第1項又は同条第2項に規定する計画の変更が生じたときは、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更承認(中止)通知書(様式第4号)により、計画の変更又は中止を申請した者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第14条第1項の事実が判明したとき。
- (4) 第9条に基づく実績報告書を提出する時点で、第2条第2号及び同条第3号の要件を満たさないとき。
- (5) 第5条第2項の規定により補助金の交付を申請した場合で、実績報告書を提

出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したとき。

(6) その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の取り消しを行ったときは、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（事業実績等の提出）

第9条 交付決定者は、その事業を完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 物品売買契約書
- (2) 現場写真
- (3) 納品書
- (4) 請求書
- (5) 入出金伝票
- (6) 領収書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、第5条第2項の規定により補助金の交付を申請した場合で、実績報告書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告された書類を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（目標達成状況の報告）

第12条 補助金の交付を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、小美玉市新規就農者営農定着支援事業目標達成状況報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施年度の翌年度の年度末までに市長に報告しなければならない。

- (1) 確定申告書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還等）

第13条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合

において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 規則第 10 条及び前項の規定による補助金の返還命令は、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金返還命令書（様式第 10 号）によるものとする。

（財産処分の制限）

第 14 条 事業実施者は、補助事業により取得し、若しくは効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産が法定耐用年数を経過したときは、この限りではない。

2 市長は、前項に関し必要があると認めるときは、当該財産の利用状況等を調査することができる。この場合において、事業実施者は、当該調査に応じなければならない。

（関係書類の保管等）

第 15 条 事業実施者は、規則第 3 条の 2 に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 事業実施者は、補助事業に係る情報の公開に努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年 6 月 18 日から適用する。

附 則（令和 4 年告示第 195 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 116 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 168 号）

この告示は、公布の日から施行する。

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の条件を付けて交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 小美玉市新規就農者営農定着支援事業
- 2 補助金交付決定金額 金 円
(総事業費 円)
- 3 補 助 条 件
 - (1) この補助金は、小美玉市新規就農者営農定着支援事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
 - (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。
 - (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書を市長に提出すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

小美玉市長 様

申請者 住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名
電話番号
担当者氏名

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更（中止）承認申請書

年 月 日付け、第 号で交付の決定があった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり承認を申請します。

1 事業内容		
2 変更事業費等	変更事業費	円
	変更補助金額	円
3 変更の理由		
4 添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 事業内容	
2 変更補助金額	円
3 条 件	
4 指示事項	

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
団体等名称
代表者氏名 様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

- 1 交付取消額 金 円
- 2 取消理由

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金については、実績報告書に基づき交付額を下記のとおり確定したので、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|-------------------|---|
| 1 | 補助事業の名称 | 小美玉市新規就農者営農定着支援事業 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

小美玉市長 様

申請者 住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名
電話番号
担当者氏名

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け、第 号で補助金確定通知のあった、小美玉市新
規就農者営農定着支援事業補助金を下記のとおり交付されたく、小美玉市新
規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

- 1 補助事業の名称 小美玉市新規就農者営農定着支援事業
- 2 補助金交付確定額 金 円
- 3 振込口座

金融機関等名	銀行・金庫・組合
支店等名	本店・支店・本所・支所
口座種類	1 普通 ・ 2 当座
預金口座番号	
フリガナ 口座名義人	

小美玉市長 様

報告者 住所（所在地）
 団体等名称
 代表者職氏名
 電話番号
 担当者氏名

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金目標達成状況報告書

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業内容		
2 事業費等	事業費	円
	補助金額	円
3 事業計画と目標		
	事業実施年度 (現状)	
	目標年度 (達成状況)	
4 目標確認資料	<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し <input type="checkbox"/> その他 ()	

○目標達成・未達成に関する理由や今後の取組内容

<p>I 目標達成・未達成に関する理由</p> <p>II 今後の取組内容</p>
--

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

住所
団体等名称
代表者氏名 様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第12条及び小美玉市補助金等交付規則第10条の規定により、次下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 金 額			円
返 還 期 限			
返 還 理 由			
返 還 方 法			
補 助 年 度	年度		
補 助 金 の 名 称			
年 月 日 ・ 番 号	当 初	年 月 日	第 号
	変 更	年 月 日	第 号
補 助 金 交 付 額			円
補 助 金 確 定 額			円